

## 1. 飲食店について

【たたき台】 屋内禁煙（喫煙専用室設置可）

⇒ 【基本的な考え方の案】 屋内禁煙（喫煙専用室設置可）。ただし、飲食店のうち、小規模（●m<sup>2</sup>以下）のバー、スナック等（主に酒類を提供するものに限る）は、喫煙禁止場所としない（管理権原者が喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じる旨の掲示と換気等の措置を義務付け）

## 2. 体育館等の運動施設について

【たたき台】 運動施設（スタジアム等）は屋内禁煙（喫煙専用室設置も不可）

⇒ 【基本的な考え方の案】 体育館は屋内禁煙（喫煙専用室設置も不可）とするが、興行場法上の「興行場」に該当するものは、「屋内禁煙（喫煙専用室を設置可）」とする。（プロ野球のスタジアム等）

## 3. 「喫煙禁止場所」としない（喫煙可能とする）場所について

【たたき台】 個人の住宅、ホテルの客室等

⇒ 【基本的な考え方の案】 以下の場所を追加

- ・たばこの小売販売業の許可を受けて主に喫煙の用に供する場所（いわゆるシガーバー、たばこの販売店）
- ・たばこの研究開発の用に供する場所
- ・演劇等の用に供する舞台の場所

## 4. 施行時に既に設置されている喫煙専用室について

【たたき台】（特になし）

⇒ 【基本的な考え方の案】 制度施行時に既に設置されている喫煙専用室について、施行後5年間、一定の基準を満たすものの存置を認める。

## 5. 検討規定について

【たたき台】（特になし）

⇒ 【基本的な考え方の案】 施行後5年を目途に制度全般について検討を行う。